

日本NPO学会「理事候補者選挙の手続きに関する細則」

1. 細則制定の方針⇒下線はこれまでと変更になる主な点

- ① 基本的には既存の内規とこれに伴う慣行を尊重する。
- ② この慣行を前期選挙管理委員会で改めた点については、改めたものを尊重する。
- ③ 選挙管理委員会の責任を明確にするため、委員の互選により委員長を設ける。
- ④ 理事候補被推薦者数は従来の5名以内から10名以内に増加する。
- ⑤ 投票連記数を5名以内から10名以内に増加する。
- ⑥ 理事候補被推薦者の推薦及び理事候補者の投票に関しては、推薦期間及び投票期間をそれぞれ2週間と明示する。
- ⑦ 会則により新理事による会長・副会長互選は理事会で行うので、選挙管理委員会は関与しない。

2. 「理事候補者選挙の手続きに関する細則」

条 文	解 説
第1条（名称・目的） この細則は、会則第16条の2第2項に基づき理事候補者選挙（以下「選挙」という。）の手續きに関して定める。	・ 細則の名称は「委員会細則」とせず「手續きに関する細則」とする。実質的には委員会が行う手續きを規定。
第2条（委員会設置と委員の指名） 理事会は、選挙の手續きを進めるため、理事選任総会の4箇月前までに選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員3名以上5名以内を指名する。	・ 総会が3月下旬なら11月下旬までに、総会が5月下旬なら1月下旬までに委員会を設置して委員を指名する。 ・ 委員数は、会則では「3名以上」としている。細則ではこれに加え、委員会運営上の判断から5名の上限を設ける。 ・ 委員は、理事の任期を連続3期務めた非改選理事から指名することを原則とする。 非改選理事で充足できない場合は、被推薦者になりえる会

2 委員の任期は、指名の日から<u>理事選任総会の終結まで</u>とする。	員を指名することも不可とはしない。 ・委員の任期はこれまで規定がなかったことから、明記する。
第3条（委員会の任務） 委員会は、会則の規定に基づき理事候補者の選挙を実施する。	▶ 会則の該当規定： 第10条第3項4号「役員の選任又は解任」 第16条第1項「本会に、理事15名以上25名以内、監事1名以上2名以内を置く。」 第16条の2第1項「理事は、第2項に規定する理事候補者選挙管理委員会が提出する理事候補者の中から、総会における決議によって選任する。」 同条第2項「理事候補者の選出手続きは、理事3名以上からなる選挙管理委員会を設けてこれを実施するものとし、選挙の手続きに関して必要な細則は、理事会において別に定める。」 第18条第1項「理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとし、再任を妨げない。ただし連続4期務めることはできない。」 同条第3項「前2項において、前任者の任期の末日において後任の役員が選出されないときは、前任者は、任期満了後においても、新役員就任のときまでその職務を行わなければならない。」

第4条（委員長の互選とその役割） 委員会には互選により委員長を置く。 2 委員長は委員会を代表するとともに委員会を招集し、その議長を務める。ただし初回の委員会は会長が招集し、委員長互選までの議長を務める。	・これまでの内規にも慣行にもないが、責任体制明確化のため、代表としての委員長職を設け、その役割を定める。
第5条（議決等） 委員会の議決は、3名以上の委員が出席する委員会において、会則第26条、同第27条に準じて行う。	・3～5名という委員数に鑑み、委員会成立要件を絶対数で定めた。委員5名の場合でも過半数になる。 ・議決は電子メール議決も含めて理事会規定に準じる。 ▶ 会則の該当規定： 第26条（議決等） 第27条（電子メール等による決議）
第6条（理事候補被推薦者名簿の作成） 委員会は、<u>正会員に対し2週間の推薦期間を定めて理事候補者推薦を告示し</u>、正会員の自薦又は他薦により1会員当たり10名以内の理事候補被推薦者を郵送によって募集するものとする。 2 委員会は、前項に定める正会員の推薦に基づき、理事候補被推薦者名簿を作成する。	・推薦期間とその告示を明記する。 ・これまでは、理事候補者の推薦数は「5名以内」としてきたが、幅広く被推薦者を募る主旨から「10名以内」に増やす。 ・募集は郵送による。 ・被推薦者として名簿に登載することの本人了解は、事務的にも時間的にも無理があると思われるので行わない。

第7条（選挙の実施） 委員会は、<u>正会員に対し2週間の投票期間を定めて理事候補者の選挙を告示し</u>、下記の手続きにより選挙を実施する。 （1）委員会設置日に在籍する正会員の住所に、委員会発行の所定の投票用紙、理事候補被推薦者名簿及び投票方法を記した文書を郵送する。 （2）投票は、理事候補被推薦者名簿から10名以内の連記により行う。 （3）<u>投票は無記名によるものとする。</u> （4）投票用紙は、2週間の投票期間内に委員会に到着するように郵送されなければならない。	・2週間の投票期間と選挙の告示を明記する。 ・正会員に対する投票用紙の送付は郵送のみとし、郵送による投票用紙が不達の場合でも電子メール等による投票、連絡は行なわない。 ・投票は、これまでは5名以内の連記としてきたが、より多くの投票総数を確保するため、10名以内に増やす。
第8条（無効票の決定） 次のいずれかに該当する投票は無効とし、疑義あるものについては委員会が判定する。 （1）所定の投票用紙を用いない場合 （2）<u>所定数を超えて理事候補被推薦者の氏名を記入した場合（記入されたすべての人数について無効とする。）</u> （3）<u>記入された理事候補被推薦者の氏名を確認し難い場合（確認できる人数に限り有効とする。）</u> （4）所定の<u>投票期間</u>を越えて委員会に到着した場合 （5）その他所定の投票方法によらない投票を行った場合	[参考] 公職選挙法第68条で定められた、法律に反した投票。 無効票の例： 1. 所定の用紙を用いない場合 2. 候補者の氏名（比例の場合は政党名）以外を記入した場合 3. 候補者の氏名（比例の場合は政党名）に他事記載をした場合（候補者の職業、身分、住所又は敬称の類又は政党の代表者、本部の類に限り有効票） 4. 一枚の用紙に所定数（通常は一票）を超えて候補者の氏名（比例の場合は政党名）を記入した場合 5. 候補者の氏名（比例の場合は政党名）を自書しない場合 6. 候補者の氏名（比例の場合は政党名）を確認し難い場合（無記載の場合は白票）

第9条（開票と理事候補者当選者の決定） 委員会は、<u>投票期間満了後速やかに開票を行い、得票数の多い者上位25名をもって理事候補者の当選者（以下「当選者」という。）とする。</u>ただし、得票数が同数のため25名を超えた場合、委員会は、委員会で定める方法によって厳正に抽選を行い、25名を当選者とする。	・開票までの期日は「速やかに」とし、特に定めない。 ・理事は会則第16条1により「15名以上25名以内となっている。 ・同数得票の場合の抽選方法は委員会に一任する。
第10条（当選者への意向確認と繰上げ当選） 委員会は、25名の当選者に対して個別に連絡し、就任の承諾を得る。 2 当選者から辞退者が出た場合は、辞退者数の繰上げ当選を行う。 3 前項に定める繰り上げ当選の方法は、第9条に定める最初の当選者の決定方法に準じる。	・繰り上げ当選対象者が得票数同数で複数存在する場合は、第9条但書に準じる。
第11条（選挙結果の報告と告知） 委員会は、当選者確定後、速やかに理事候補者名簿を作成する。 2 委員長は、会長に対し、理事候補者名簿及び理事候補被推薦者全員の氏名及び得票数を報告する。 3 <u>会長は、理事、監事及び事務局長に対し、委員長から報告を受けた理事候補者名簿及び理事候補被推薦者全員の氏名及び得票数を告知し共有する。</u> 4 <u>委員会は、理事候補者当選者に対し、理事候補者名簿及び理事候補者25人の得票数を告知する。</u> 5 委員会は、理事候補被推薦者全員に対し、理事候補者名簿を告	・これまでは、委員会が会長への報告も会員への告知も行ってきたが、「報告」と「告知」を分け、会員への「告知」は会長の責任で行うこととする。 ・理事候補被推薦者へは理事候補者名簿の告知のみとし、得

知する。

- 6 会長は、第1項に定める理事候補者名簿の報告を受けた後、速やかに会員に対して同名簿を添えて告知する。
- 7 会長は、理事候補者名簿を総会に提出し、理事選任の議決に付す。
- 8 第2項に定める理事候補被推薦者全員の氏名及び得票数は公表しない。

票数は示さない。

- ・会則第16条の2第1項による総会への理事候補者名簿の提出は、委員長ではなく会長が行う。
- ・理事候補被推薦者全員の得票数を含む開票結果については、会員には告知しない。

◆選挙結果の報告、告知、通知等

区分 対象者	理事候補者名簿 (当選者25人の 氏名)及び 被推薦者全員の 氏名及び得票数	理事候補者名簿 (当選者25人の 氏名)及び当選者 25人の氏名及び 得票数	理事候補者名簿 (当選者25人の 氏名)
会長	委員長から報告。		
理事・監事・事務局長	会長から告知し 共有。		
理事候補者当選者		委員会からメールで告知。	
理事候補被推薦者			委員会からメールで告知。
会員(総会前)			会長からメールで告知。
会員(総会時)			会長から報告(総会資料)

第12条 (経費の支弁)

委員会の業務に必要な経費は、委員長から事務局長に対して請求し、経理規定に従って学会が支弁する。	・主な費用としては、投票用紙郵送代、委員の交通旅費、選挙業務に係るアルバイト人件費等が考えられる。 手続きの的に委員長が事務局長を通じて請求することを明記。
第 13 条（定めなき事項） この細則に定めのない事項については、委員会の決定による。	
第 14 条（改廃） 本細則の改廃は理事会の決定による。	
附 則 本細則は平成 29 年 5 月 14 日から施行する。	